

遠軽町職員給与明細書有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 遠軽町職員給与明細書(以下「給与明細書」という。)への広告掲載に関し必要な事項は、遠軽町有料広告掲載要綱(平成21年遠軽町告示第8号。以下「要綱」という。)及び遠軽町有料広告掲載取扱基準(平成20年遠軽町告示第2号。以下「基準」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(広告掲載の範囲)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は、給与明細書に掲載することができない。

(1) 給与明細書に掲載する広告の内容が、要綱第3条第2項の規定に該当するもの

(2) 業種、事業者又は広告の内容が基準第2条から第4条までの規定に該当するもの

(3) 基準第7条に規定する町税等の滞納がある者の広告

(広告の種類、規格、掲載期間、掲載料等)

第3条 広告の種類、規格、掲載期間、掲載料等は別表のとおりとする。

(広告掲載希望者の募集)

第4条 総務部総務課長(以下「総務課長」という。)は、給与明細書に掲載する広告を募集するときは、広報紙等を利用して、広告掲載を希望するものを公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載の申込みの受付期限は、別表に定める各掲載期間の最初の掲載月の前月の15日までとする。ただし、受付期限を過ぎた後の申込みについては、掲載枠数に空きがある場合に限り受け付けることができるものとする。

(選定方法)

第6条 前条の規定による申込みにおいて、掲載枠数を超える申込みがあった場合は、抽選により選定するものとする。

2 前条ただし書きの規定により受け付けをした場合の選定、掲載期間及び掲載料は、総務課長が別に定める。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、平成21年6月1日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

種類	規格（広告スペース）	掲載期間	掲載料
給与支給明細書 （第1期）	縦148mm×横105mm	4月、5月、6月	3,000 円
給与支給明細書 （第2期）	縦148mm×横105mm	7月、8月、9月	3,000 円
給与支給明細書 （第3期）	縦148mm×横105mm	10月、11月、 12月	3,000 円
給与支給明細書 （第4期）	縦148mm×横105mm	1月、2月、3月	3,000 円
期末勤勉手当支給明細書 （6月）	縦148mm×横105mm	6月	1,000 円
期末勤勉手当支給明細書 （12月）	縦148mm×横105mm	12月	1,000 円

備考

- 1 データ形式は、G I F又はJ P E Gによる。
- 2 掲載料は、消費税及び地方消費税を含む。